



発行 新潟県  
**第 90 号**  
 令和3年11月19日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1239 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 1240 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健総務課）
- 1241 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 1242 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止届（福祉保健総務課）
- 1243 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1244 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1245 道路の区域変更（道路管理課）
- 1246 道路の供用開始（道路管理課）
- 1247 道路の区域変更（道路管理課）
- 1248 道路の供用開始（道路管理課）
- 1249 道路の区域変更（道路管理課）
- 1250 道路の供用開始（道路管理課）
- 1251 道路の区域変更（道路管理課）
- 1252 道路の供用開始（道路管理課）
- 1253 都市計画事業の施行（都市整備課）
- 1254 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第1239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年11月19日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称        | 所 在 地            | 指 定 年 月 日  |
|------------|------------------|------------|
| 長岡療育園      | 長岡市深沢町字高寺2278番地8 | 平成30年5月23日 |
| 野村こどもクリニック | 長岡市三和3-8-14      | 令和3年10月18日 |

|                      |                  |            |
|----------------------|------------------|------------|
| 医療法人社団 ながぬまこどもクリニック  | 上越市上中田1070       | 令和3年10月1日  |
| いわふね歯科クリニック          | 上越市中田原160-42     | 令和3年10月1日  |
| 西高田薬局                | 上越市大字飯1377-1     | 令和3年10月1日  |
| アイン薬局 直江津店           | 上越市東雲町1丁目6番11号   | 令和3年11月2日  |
| 五智調剤薬局               | 上越市五智新町10番22号    | 令和3年10月1日  |
| 安江調剤薬局               | 上越市安江1丁目2番19号    | 令和3年10月1日  |
| さくらメディカル訪問看護ステーション高田 | 上越市鴨島2丁目1番地9号    | 令和3年10月1日  |
| 三条しただ郷クリニック          | 三条市荻堀1182-1      | 令和3年9月1日   |
| 新光町調剤薬局              | 三条市新光町1-27       | 令和3年10月20日 |
| ウエルシア薬局三条保内店         | 三条市下保内1050-1     | 令和3年11月1日  |
| ウェルビー訪問看護ステーション      | 三条市荻堀1182-1      | 令和3年9月1日   |
| センター前ヒフ科             | 柏崎市茨目1丁目3番17号    | 令和3年9月1日   |
| しばた心と体クリニック          | 新発田市住吉町4-8-26    | 令和3年10月1日  |
| 庭野医院                 | 十日町市寿町4丁目3番地5    | 令和3年11月10日 |
| 訪問看護ステーション かけはし      | 村上市緑町一丁目10番12号   | 令和3年10月1日  |
| たけだ内科クリニック           | 五泉市村松1288-1      | 令和3年11月1日  |
| どんぐり調剤薬局             | 阿賀野市岡山町1254-26   | 令和3年10月1日  |
| こいがた調剤薬局 水原          | 阿賀野市緑町16番27号     | 令和3年10月1日  |
| 南魚沼市民病院 (医科)         | 南魚沼市六日町2643番地1   | 令和3年11月1日  |
| 南魚沼市民病院 (歯科)         | 南魚沼市六日町2643番地1   | 令和3年11月1日  |
| アイン薬局 黒川店            | 胎内市下館1469-2      | 令和3年10月1日  |
| たがみ調剤薬局              | 南蒲原郡田上町田上丙1225-3 | 令和3年11月1日  |

## ◎新潟県告示第1240号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項に

おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月19日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称             | 所 在 地          | 変 更 事 項 | 旧           | 新            | 変 更 年 月 日 |
|-----------------|----------------|---------|-------------|--------------|-----------|
| 蔵王調剤薬局          | 長岡市寿2-5-14     | 名称      | 蔵王調剤薬局      | アイン薬局新潟蔵王店   | 令和3年10月1日 |
| 三条調剤薬局<br>大島店   | 三条市大島5126-1    | 名称      | 三条調剤薬局 大島店  | アイン薬局三条大島店   | 令和3年10月1日 |
| 柏崎調剤薬局          | 柏崎市駅前2-2-50    | 名称      | 柏崎調剤薬局      | アイン薬局柏崎駅前店   | 令和3年10月1日 |
| ハート調剤薬局<br>糸魚川店 | 糸魚川市南寺町2-10-29 | 名称      | ハート調剤薬局糸魚川店 | アイン薬局糸魚川南寺町店 | 令和3年10月1日 |
| にいがた調剤薬局<br>阿賀野 | 阿賀野市市野山192番地4  | 名称      | にいがた調剤薬局阿賀野 | アイン薬局 阿賀野店   | 令和3年11月1日 |
| にいがた調剤薬局<br>水原  | 阿賀野市緑町16番27号   | 名称      | にいがた調剤薬局水原  | アイン薬局 水原店    | 令和3年11月1日 |
| ほりのうち薬局         | 魚沼市堀之内4296-10  | 名称      | ほりのうち薬局     | 共創未来 ほりのうち薬局 | 令和3年10月1日 |

#### ◎新潟県告示第1241号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年11月19日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称        | 所 在 地           | 廃 止 年 月 日  |
|------------|-----------------|------------|
| やまかわ整形外科   | 長岡市山田3丁目2番5号    | 令和3年8月31日  |
| やまだまち調剤薬局  | 長岡市山田3-2-7      | 令和3年9月1日   |
| 五智調剤薬局     | 上越市五智新町10番22号   | 令和3年9月30日  |
| 安江調剤薬局     | 上越市安江1丁目2番19号   | 令和3年9月30日  |
| 共創未来 下門前薬局 | 上越市上源入634-3     | 令和3年10月31日 |
| 柿崎調剤薬局     | 上越市柿崎区柿崎411-12  | 令和3年9月30日  |
| 三条ただ郷クリニック | 三条市荻堀1182-1     | 令和3年8月31日  |
| センター前ヒフ科   | 柏崎市茨目1丁目3番17号   | 令和3年8月31日  |
| あい薬局 小千谷店  | 小千谷市大字桜町5163番地3 | 令和3年10月31日 |
| 永井歯科医院     | 加茂市栄町8-18       | 令和3年9月30日  |

|          |                |            |
|----------|----------------|------------|
| あい薬局 五泉店 | 五泉市南本町3丁目1番47号 | 令和3年10月31日 |
| 畑野薬局     | 佐渡市畑野甲520      | 令和3年5月30日  |

◎新潟県告示第1242号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和3年11月19日

新潟県知事 花角 英世

| 名 称    | 所 在 地       | 休 止 年 月 日 |
|--------|-------------|-----------|
| 山岡歯科医院 | 佐渡市上長木358-2 | 令和3年9月1日  |

◎新潟県告示第1243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和3年11月22日から令和3年12月20日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月19日

新潟県知事 花角 英世

| 事業主体名 | 地区名（換地区名） | 縦覧の書類    | 縦覧の場所 |
|-------|-----------|----------|-------|
| 新潟県   | 潟（第3）     | 換地計画書の写し | 長岡市役所 |

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和3年11月22日から令和3年12月20日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月19日

新潟県知事 花角 英世

| 事業主体名 | 地区名（換地区名）  | 縦覧の書類    | 縦覧の場所           |
|-------|------------|----------|-----------------|
| 新潟県   | 三和中部第1（第2） | 換地計画書の写し | 上越市役所及び三和区総合事務所 |

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟高柳線
- 3 道路の区域

| 区 間                 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員    | 延 長       |
|---------------------|------|--------------|-----------|
| 柏崎市高柳町石黒字石佛3373番1から | 新    | 5.1～49.6メートル | 750.7メートル |
| 同市高柳町石黒字松沢3493番4まで  | 旧    | 4.3～18.8メートル | 753.5メートル |

◎新潟県告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 大潟高柳線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市高柳町石黒字石佛3373番1から同市高柳町石黒字松沢3493番4まで
- 3 供用開始の期日 令和3年11月19日

◎新潟県告示第1247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 253号

3 道路の区域

| 区 間               | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長       |
|-------------------|------|---------------|-----------|
| 上越市大字青野字沢田515番1から | 新    | 13.5~33.0メートル | 267.3メートル |
| 同市大字青野字門前々119番1まで | 旧    | 8.0~15.6メートル  | 267.3メートル |

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 404号

3 道路の区域

| 区 間                | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長       |
|--------------------|------|---------------|-----------|
| 上越市大字青野字門前々119番1から | 新    | 13.5~33.0メートル | 267.3メートル |
| 同市大字青野字沢田515番1まで   | 旧    | 8.0~15.6メートル  | 267.3メートル |

備考 路線の重用

全区間一般国道253号と重用

◎新潟県告示第1248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 一般国道 253号

2 供用開始の区間

上越市大字青野字沢田515番1から同市大字青野字門前々119番1まで

3 供用開始の期日 令和3年11月19日

◎新潟県告示第1249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 新井柿崎線

3 道路の区域

| 区 間                 | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|---------------------|------|--------------|-----------|
| 上越市大字青野字中ノ島2741番1から | 新    | 9.6~24.8メートル | 528.0メートル |
| 同市大字青野字古川621番まで     |      |              |           |

|  |   |              |           |
|--|---|--------------|-----------|
|  | 旧 | 7.0～17.0メートル | 528.0メートル |
|--|---|--------------|-----------|

◎新潟県告示第1250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新井柿崎線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字青野字中ノ島2741番1から同市大字青野字古川621番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年11月19日

◎新潟県告示第1251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

| 区 間             | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長       |
|-----------------|------|---------------|-----------|
| 佐渡市見立字岩込408番1から | 新    | 13.0～36.8メートル | 141.9メートル |
| 同市見立字坂の脇412番まで  | 旧    | 10.0～36.8メートル | 141.9メートル |

◎新潟県告示第1252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市見立字岩込408番1から同市見立字坂の脇412番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年11月19日

◎新潟県告示第1253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

令和3年11月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 三条都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・22号三条四日町線

- 2 施行者の名称  
新潟県
- 3 事務所の所在地  
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
新潟県三条市南四日町二丁目、南四日町三丁目及び南四日町四丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

◎新潟県告示第1254号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年11月19日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和3年11月5日
- 3 指定道路の位置等

| 位 置              | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|------------------|----------|----------|
| 加茂市大郷町一丁目274番2の内 | 5.00     | 35.90    |

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年11月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量  
交通流監視用カメラシステム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借上げ
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和3年9月21日
- 6 落札者の氏名及び住所  
三菱HCキャピタル株式会社法人事業本部新潟法人支店  
新潟県新潟市中央区東大通1丁目3番8号
- 7 落札価格  
113,176,800円
- 8 入札公告日  
令和3年8月10日
- 9 落札方式  
最低価格



## 病院局公告

## 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年11月19日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 調達物品及び数量  
移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所  
新潟県立中央病院  
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法  
購入
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和3年10月26日
- 6 落札者の氏名及び住所  
クロスウィルメディカル株式会社  
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格  
60,280,000円
- 8 入札公告日  
令和3年9月14日
- 9 落札方式  
最低価格

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年11月19日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

- 1 入札に付する物件（以下「物件」という。）及び入札の日時等  
売却物件一覧表のとおりとする。
- 2 入札参加資格  
地方自治法施行令第167条の4及び新潟県暴力団排除条例第6条に該当する者は入札に参加できない。
- 3 所有権移転等  
譲渡代金の完納及び妙高温泉土地株式会社（以下「温泉組合」という。）への名義変更手数料の完納の後、温泉組合が名義変更手続を行い、翌月初日に所有権が移転する。
- 4 契約に関する注意事項
  - (1) 温泉供給区域に土地を所有しないしは賃借しない場合は、入札に参加できない。
  - (2) 譲渡代金のほかに、温泉組合に対して1口につき名義変更手数料1,500,000円（税別）の支払が必要である。
  - (3) 温泉供給を希望する土地の場所によっては、温泉組合に対して、敷地面積に応じて施設協力費の支払いが必要となる場合がある。
  - (4) 貸温泉使用权者には、温泉組合に対して、毎月、温泉使用料（1口17,000円（税別））支払の義務が発生する。
  - (5) 温泉供給にあたり管工事が必要な場合、費用は貸温泉使用权者が負担する。

## 5 その他

## (1) 入札保証金

現金又は預金小切手をもって、入札金額の100分の5以上の金額

## (2) 契約保証金

現金又は預金小切手をもって、契約金額の100分の10以上の金額

## (3) 落札者がいなかった物件について、県の定めた予定価格以上であれば、先着順に契約が可能である。

令和4年2月14日(月)まで申込みを受け付ける。

※ 都合により、期間途中で中止する場合がある。

## (4) 入札、契約書、物件の詳細については、「一般競争入札による県有財産(貸温泉使用权)の売払い物件案内(入札案内)」(以下「物件案内」という。)による。

## ア 物件案内の配布期間

令和3年11月19日(金)から令和3年12月28日(火)まで(新潟県の休日を定める条例第1条に定める日を除く日の午前9時から午後5時までの間)

## イ 物件案内の配布場所

新潟県立妙高病院経営課

## (5) 問い合わせ先

新潟県立妙高病院 経営課

電話：0255-86-2003

## 売却物件一覧表

| 物件<br>番号 | 件名                       | 数量 | 最低売却<br>価格(円)      | 現地確認                                       | 入札                                   |                                       | 摘要 |
|----------|--------------------------|----|--------------------|--|--------------------------------------|---------------------------------------|----|
|          |                          |    |                    |  | 会場                                   | 日時                                    |    |
| 1        | 新潟県妙高市<br>妙高温泉<br>貸温泉使用权 | 4  | 1口につき<br>3,150,000 | 入札日の7日前まで<br>に、妙高温泉土地株<br>式会社との協議を行<br>うこと | 妙高市大字田口147<br>番地1<br>新潟県立妙高病院<br>会議室 | 令和4年<br>1月14日<br>(金)<br>午後3時<br>00分から |    |